

6 会議の概要

齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様ご起立下さい。

田中局長 ただいまから、第6回大鰐町農業委員会総会を開催致します。
高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

田中局長 会長ありがとうございました。引続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員15名中10名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。
3番の築館 昇委員と4番の藤田 重孝委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第16号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P1) 議案第16号について説明いたします。
整理番号1番は、長峰字下川原の田1筆、1,049 m²を白米1俵で賃貸借する申請です。

整理番号2番は、鯖石字桜ノ木の田5筆、計2,439 m²を120万円で売買する申請です。

(P2) 整理番号3番は、長峰字砂沢の田2筆、駒木字駒木平の畑1筆、計3筆26,043 m²について、現在使用貸借している契約を更新する申請です。

整理番号4番は、八幡館字樺ノ沢の畑4筆、計11,009 m²について現在使用貸借している契約を更新する申請です。

いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 議案第16号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第17号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画書を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

(P5) 整理番号10番についてですが、鯖石字一本柳の田1筆、2,508 m²を農地中間管理事業を利用し、玄米180kgで賃貸借する申請です。

(P7) 整理番号 11 番についてですが、森山字桜森の田 1 筆、4,733 m²を、農地中間管理事業を利用し、玄米 300kg で賃貸借する申請です。

(P9) 整理番号 12 番は、唐牛字沢辺の田 1 筆、2,075 m²を唐牛地区の方同士で売買により、所有権移転する申請です。

(P10) 整理番号 13 番は、唐牛字杉ノ木の田 2 筆、計 3,768 m²を唐牛地区の方同士で売買により、所有権移転する申請です。

(P11) 整理番号 14 番は、唐牛字杉ノ木の田 1 筆、4,332 m²を長峰地区の方から唐牛地区の方へ売買により、所有権移転する申請です。

(P12) 整理番号 15 番は、森山字鷹ノ巣の田 1 筆、1,674 m²を森山地区の方同士で売買により、所有権移転する申請です。

(P13) 整理番号 16 番は、長峰字杉浦平の畑 1 筆、2,555 m²を長峰地区の方同士で売買により、所有権移転する申請です。

議 長 議案第 17 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 17 号は原案のとおり許可することに致します。

議 長 続いて報告第 8 号、令和 4 年度「農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について」の公表について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 16 ページをご覧ください。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の①現状及び課題にあります、遊休農地面積は令和 3 年度で緑区分が 30ha、黄区分が 225ha でした。続いて、②目標になりますが、緑区分の解消目標を 6ha と設定し、黄区分については関係機関等との情報収集や利用意向調査を踏まえ、遊休農地解消へ向けた工程表を策定することとしました。③実績になりますが、令和 4 年度の実績としては緑区分が 4.9ha で達成状況は 81.7%、黄区分は関係機関と情報収集・農地の再確認・周辺の農地状況や所有者の意向を踏まえ、耕作放棄地の解消を行いました。

④その他では、農地利用状況調査は令和 4 年 8 月に実施し、9 月に結果の取りまとめ、その結果遊休農地の面積は 236ha、そのうち緑区分が 29ha、黄区分が 207ha となっています。

点検結果は、農業委員・推進委員による日常的な農地パトロール、周辺の農地状況の再確認などを行い、緑区分の解消面積は 4.9ha となったが、黄区分から緑区分へ移行・緑区分から黄区分へ移行した農地もみられました。

続いて 18 ページ、2 の最適化活動の活動目標をご覧ください。

(1) 最適化活動の日数目標ですが、1 月当たり 6 日を設定しております。

(2) 活動強化月間については令和 4 年度は 7 月から 9 月で設定しております。前回報告しました令和 5 年度の目標設定については 6 月から 8 月で設定しておりますので、ご協力よろしく申し上げます。②実績については、令和 4 年 8 月に班分けをして利用状況調査を実施し、非農地と判断された農地については、所有者への確認・非農地証明の手続きを行いました。

以上になります。

議 長 報告第 8 号について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

- 議 長 異議がないようですので、報告第8号は原案のとおり公表することに致します。
- 続いて報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、質問・意見等ございませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議がないようですので、報告第9号は原案のとおり受理することに致します。
- 続きまして、報告第10号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の受理について、質問・意見等ありませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議がないようですので、報告第10号は原案のとおり受理することに致します。
- 続きまして、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、質問・意見等ありませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議がないようですので、報告第11号は原案のとおり受理することに致します。
- 続きまして、報告第12号、使用貸借合意解約書の受理について、質問・意見等ありませんか。
- 委 員 異議なし
- 議 長 異議がないようですので、報告第12号は原案のとおり受理することに致します。
- これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第6回総会を閉会致します。